

令和5年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長（旭区長） 権藤 由紀子

令和5年度旭区更生保護協会会費の納入について【御依頼】

平素より、本会の活動に御理解と御支援を賜り、御礼申し上げます。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染対策が続く中、更生保護活動の推進に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年度の活動推進及び会費募集につきましても、御協力を御願い申し上げます
なお、今年度からゆうちょ銀行での払込方法が変更となりました。詳しくは次のとおりです。御確認を御願いたします。

令和5年度からの変更点

これまで更生保護協会会費は、日本赤十字社会費と同じ払込票を使用し、ゆうちょ銀行での払込を御願いしていましたが、日本赤十字社会費は専用払込票（青色）を今年度から使用いたします。そのため、更生保護協会会費の払込には、同封した払込票（赤色）にて御願いたします。

なお、この赤色の払込票はゆうちょ銀行での窓口手数料と硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが手数料等は募集した会費から御負担いただきたく、御理解くださいますよう御願いたします。

また、窓口手数料と硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどの御配慮をくださいますよう御願いたします。

事務局（旭区社会福祉協議会）窓口でも受け付けております。

【ゆうちょ銀行窓口での現金払込や硬貨取扱手数料】

- （1）払込料金加算：現金払込1件につき、料金110円が加算されます。
- （2）硬貨取扱料金：50枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金（税込み）
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。御参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 樋野・千葉
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとに御取りまとめいただき、次のいずれかの方法での御納入を御願いたします。

(1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局から御振込みください。

手数料等は、大変恐縮ですが、募集した会費から御負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日御郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、手数料等の金額を必ず御確認していただいたうえで、払込票（赤色）に募集会費、手数料、納入金額等の必要事項を御記入いただくよう御願いたします。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にて御持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場で御渡し、または後日御郵送いたします。

2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合
 窓口取扱手数料【110円】＋硬貨取扱料金【825円】＝手数料合計【935円】
 会費総額【5,000円】－手数料合計【935円】＝納入額【4,065円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担												
02	口座記号		口座番号		金額		千		百		十		万		千		百		十		円	
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	※		¥	4	0	6	5					
加入者名 各種団体募金事務局										料金		備考										
通信欄・ご依頼人 【No.1 ●●自治会】<●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [5, 0 0 0 円] －手数料[9 3 5 円] = ※納入金額[4, 0 6 5 円] ※郵便局窓口で手数料等の金額を御確認の上、御記入ください。 241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様 (ご連絡先電話番号)										日 附 印												
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。																						

振替払込請求書兼受領証																						
口座記号		加入者名		金額		千		百		十		万		千		百		十		円		
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	※		¥	4	0	6	5					
加入者名 各種団体募金事務局										料金		備考										
ご依頼人 様										日 附 印												
この受領証は、大切に保管してください。																						

例2) 10円×60世帯＝600円(10円玉を60枚)を窓口で納入する場合
 窓口取扱手数料【110円】＋硬貨取扱料金【550円】＝手数料合計【660円】
 会費総額【600円】－手数料合計【660円】＝納入額【▲60円】
 ⇒納入額がマイナスになってしまうため、硬貨を少なくする等の御協力を御願いたします。

裏面あり

更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。御協力いただける場合は、次により御取扱いを御願いたします。

1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

【貴自治会目安額】

対象世帯数_____世帯×95%×10円：_____円

3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末で御願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和5年9月末を目安**に御納入くださいますよう御願いたします。

4 戸別会費募集用封筒について

御利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

令和5年度 更生保護協会費目安額（案）

（単位：円）

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和5年度 目安額	令和4年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	60,740	85,010	8,896
2	白根	40,130	40,990	4,230
3	旭北	46,270	46,330	4,881
4	上白根	6,160	6,510	650
5	今宿	43,300	43,670	4,562
6	川井	40,250	40,930	4,240
7	若葉台	48,120	48,390	5,069
8	笹野台	36,450	36,400	3,840
9	希望が丘	29,670	31,620	3,276
10	希望が丘東	50,440	50,660	5,319
11	希望が丘南	27,470	27,840	2,895
12	さちが丘	35,610	36,830	3,749
13	万騎が原	25,860	25,910	2,730
14	二俣川	50,890	51,260	5,363
15	二俣川NT	37,510	37,410	3,953
16	旭中央	17,440	17,370	1,837
17	旭南部	35,300	35,060	3,718
18	左近山	40,940	42,250	4,311
19	市沢	17,740	17,730	1,870
20	その他	40,160	53,030	5,843
	【合計】	730,450	775,200	81,232

（補足）目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円（※10円未満切り捨て）

※参照登録世帯数…令和5年1月13日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿